「公務職場におけるパワー・ハラスメント防止対策検討会」

第1回 次第

平成31年3月11日(月) 15:00~ 17:00 於:第1特別会議室

- 1. 開会
- 2. 座長挨拶
- 3. 職員福祉局長挨拶
- 4. 出席者紹介
- 5. 検討会の運営等について
- 6. 事務局からの資料等の説明
- 7. 意見交換
- 8. 閉会

「公務職場におけるパワー・ハラスメント防止対策検討会」 第1回 資料目次

- 1. 公務職場におけるパワー・ハラスメント防止対策検討会の運営等について(案)
- 2. 公務職場におけるパワー・ハラスメント防止対策検討会の開催について
- 3. 考えられる論点
- 4. 公務員の種類とその職員数
- 5. パワー・ハラスメントを理由とする苦情相談事案数の推移
- 6. 平成29年度人事院年次報告書 第1編 第2部 次世代の行政の中核を担う30代職員の育成と公務全体の活性化【抜粋】
- 7-1.「女性の職業生活における活躍の推進及び職場のハラスメント防止対策等の在り方について(建議)」 (平成30年12月14日 厚生労働省労働政策審議会建議より抜粋)
- 7-2. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部 を改正する法律案要綱【抜粋】
- 7-3. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部 を改正する法律案の概要
- 7-4.「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び 職業生活の充実等に関する法律案」新旧対照表(一部抜粋)
- 7-5.「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律案」新旧対照表(一部抜粋)
- 8. セクシュアル・ハラスメントに関する規定の民間と公務の違い
- 9. 開催スケジュール(案)

公務職場におけるパワー・ハラスメント防止対策検討会 の運営等について(案)

- 1.座長が指名する委員を座長代理とする。
- 2. 本検討会は非公開とする。
- 3.検討会終了後、次の場合を除き、配付資料を公表する。
 - (1) 公開することにより当事者または第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害する恐れがあると座長が認める場合
 - (2) その他非公開とすることが必要と座長が認める場合
- 4. 本検討会終了後、速やかに議事概要を作成し、公開する。

公務職場におけるパワー・ハラスメント防止対策検討会の開催について

1.開催趣旨

パワー・ハラスメント(以下「パワハラ」という。)の防止については、これまでも「パワー・ハラスメント防止ハンドブック」の配付等により周知啓発を図ってきたところである。しかしながら、職員意識調査の結果によると、依然として、上司からパワハラを受けたと感じる職員が一定数存在しており、職員の勤労意欲の向上や心身の健康、良好な勤務環境を実現するために、更なる防止策を検討する必要があること等から、平成30年8月の給与勧告時報告で、「民間におけるパワハラ対策に関する議論等も注視しつつ、検討会を設けるなどして外部有識者の意見も聴きながら、公務におけるパワハラ対策を検討する」としたところである。

また、民間においては、平成30年12月に、労働政策審議会雇用環境・均等分科会において、パワハラ対策を法制化することが建議されている。

これらの状況を踏まえ、公務職場におけるパワー・ハラスメント防止対策について検討を行うため、有識者によって構成する検討会を開催する。

2. 主な検討事項

- (1) パワハラの防止に関する基本的考え方
- (2) パワハラが発生する要因と対応策
- (3) 相談体制、問題発生時の対応方法のあり方
- (4) 状況等に応じた指導等のあり方

3.運営

- (1) 本検討会は、人事院職員福祉局長が有識者(別紙参照)の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会の庶務は、人事院職員福祉局職員福祉課が行う。

(別紙)

公務職場におけるパワー・ハラスメント防止対策検討会 委員名簿 (五十音順・敬称略)

【座長】荒木 尚志 東京大学大学院法学政治学研究科教授

和定 和泉 株式会社クオレ・シー・キューブ執行役員

うかい ゅきま 鵜養 幸雄 立命館大学公務研究科教授

金子 雅臣 一般社団法人職場のハラスメント研究所代表理事

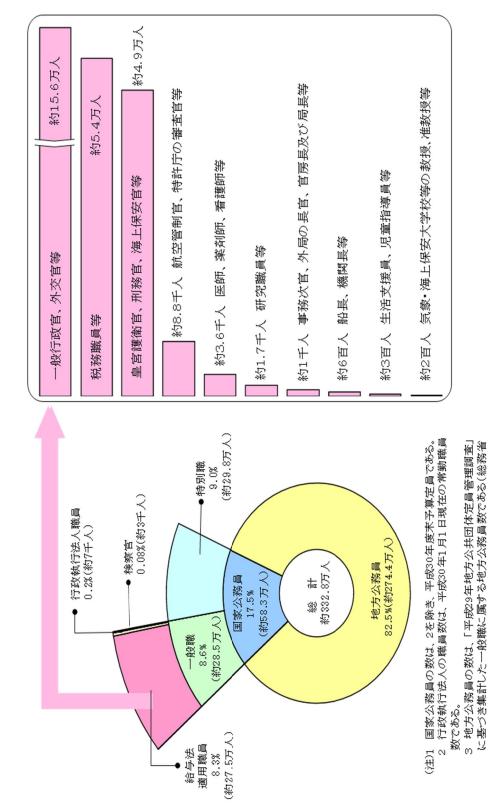
神吉 知郁子 立教大学法学部国際ビジネス法学科准教授

やなぎはら りぇ こ 柳 原 里枝子 株式会社ハートセラピー代表取締役

考えられる論点

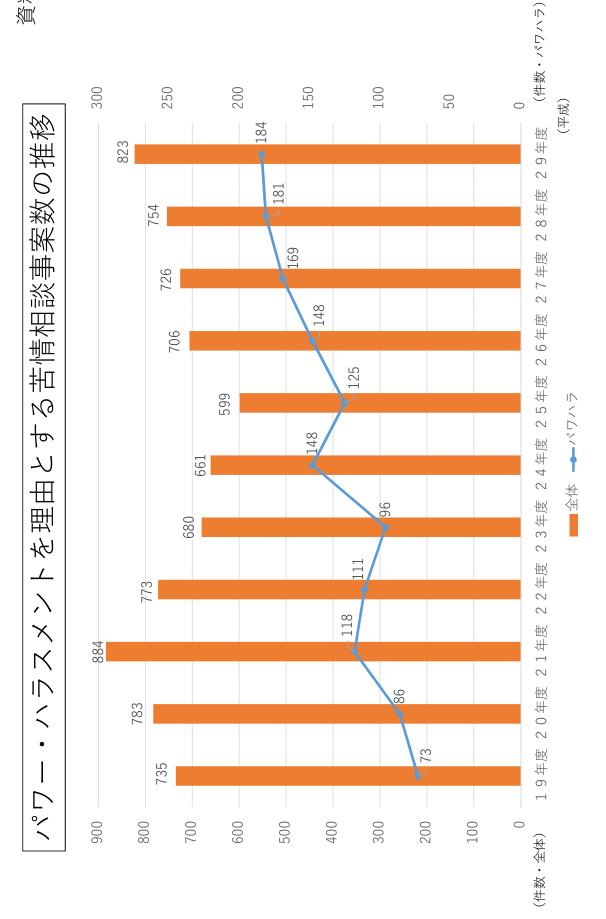
- 1 パワハラ防止に関する基本的考え方
 - (1) 公務におけるパワハラの状況と対策の必要性
 - (2) パワハラが発生する要因(加害者・被害者・環境)と対応策
- 2 パワハラの定義(民間法制との異同を含む)
- 3 パワハラ防止の枠組(セクハラ防止の枠組みとの異同を含む)
 - ア 各省各庁の長に求められること
 - イ 職員に求められること
 - ウ 人事院に求められること
- 4 相談体制、問題発生時の対応方法のあり方
- 5 状況等に応じた指導のあり方

公務員の種類とその職員数



- 5-

資料)。 4 数値は端数処理の関係で合致しない場合がある。



平成 29 年度人事院年次報告書 第 1 編 第 2 部 次世代の行政の中核を担う 30 代職員の育成と公務全体の活性化【抜粋】

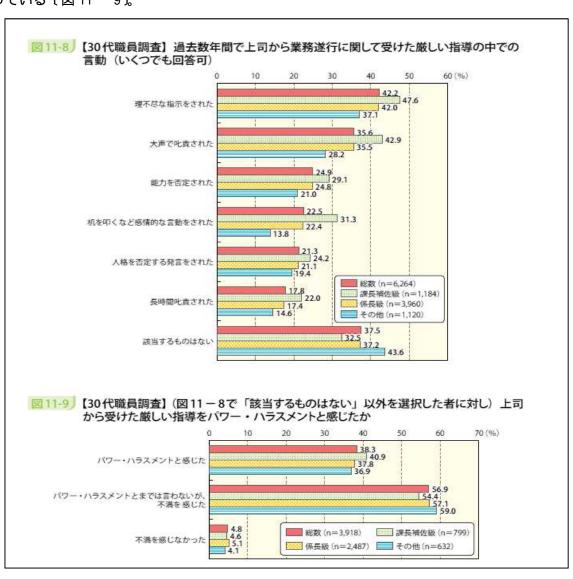
第2章第2節 30代職員へのアンケート調査等

- (5)上司の指導・育成等関係
- ウ 上司から受けた厳しい指導等

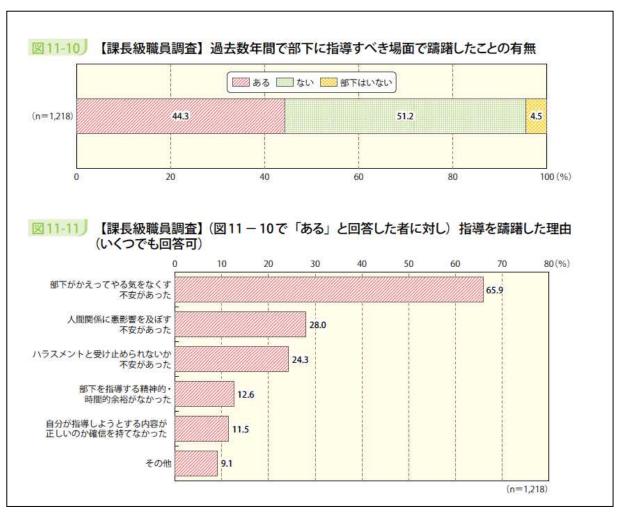
過去数年間で上司から受けた厳しい指導の中での言動についてみると、約6割の30代職員が「理不 尽な指示をされた」「大声で叱責された」「能力を否定された」「机を叩くなど感情的な言動をされた」 「人格を否定する発言をされた」「長時間叱責された」のいずれかを挙げている。

役職段階別にみると、役職段階が高いほど、このような言動を受けたと回答する職員の割合が高くなっている [図 11 -8]。

また、これらの言動を受けたとする 30 代職員のうち、それらを「パワー・ハラスメントと感じた」とする者が 38.3%、「パワー・ハラスメントとまでは言わないが、不満を感じた」とする者が 56.9%となっている [図 11 -9]。

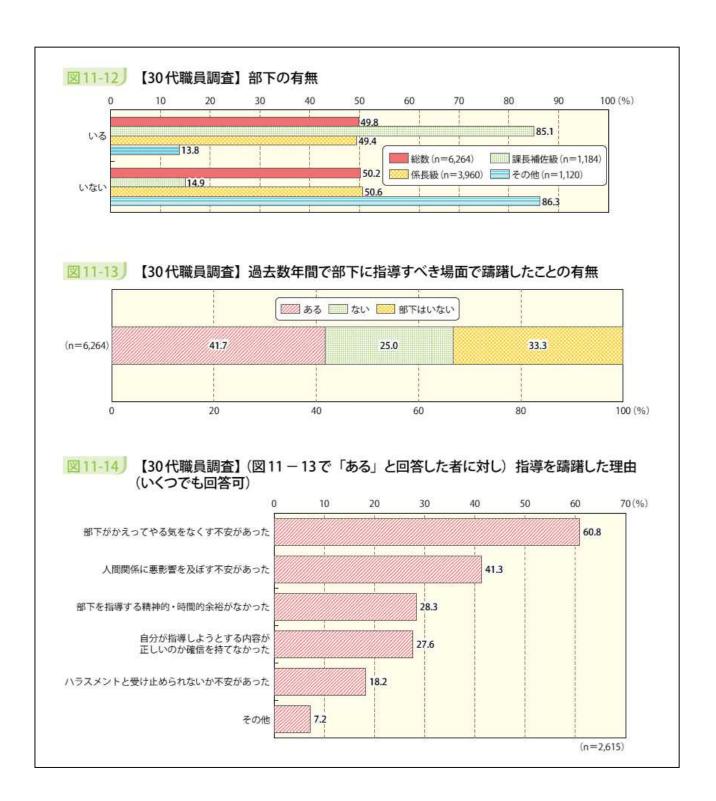


一方、管理職員側の意識を課長級職員調査でみると、約4割の課長級職員が、部下に指導すべき場面で指導を躊躇したことが「ある」と回答しており〔図11 -10〕、躊躇した理由として、「ハラスメントと受け止められないか不安があった」(24.3%)のほか、「部下がかえってやる気をなくす不安があった」(65.9%)、「人間関係に悪影響を及ぼす不安があった」(28.0%)など、全体として部下の受け止めを気にして指導を躊躇したとする回答が多くなっている〔図11 -11〕。



30代職員自身の部下への指導についても、約4割の30代職員が、部下に指導すべき場面で指導を 躊躇したことが「ある」と回答しており〔図11 -13〕、躊躇した理由としては、「部下がかえってや る気をなくす不安があった」(60.8%)が最も多く、「人間関係に悪影響を及ぼす不安があった」 (41.3%)も多数となっている。また、それほど多くはないものの「ハラスメントと受け止められな いか不安があった」(18.2%)と回答した者も一定数いた〔図11 -14〕。

なお、30 代職員に係る部下への指導については、30 代職員の約半数がそもそも部下を有していないことにも留意する必要がある [図 11 -12]。



(6)世代間の認識ギャップ

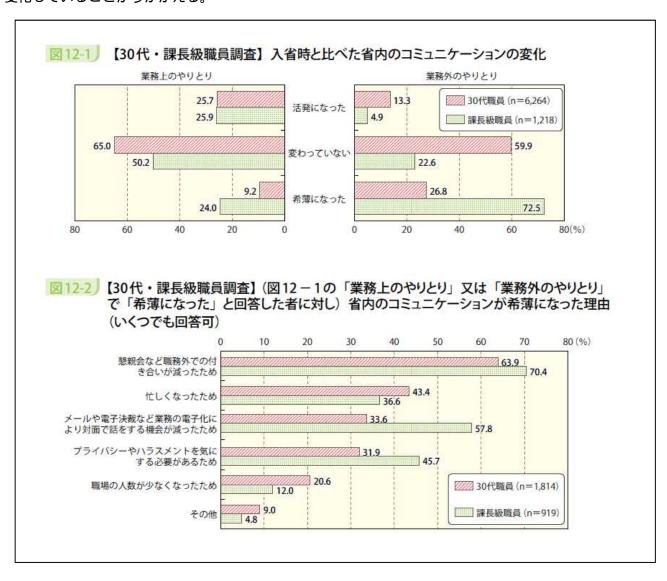
イ 省内のコミュニケーションの変化

省内のコミュニケーションの様子については、業務上・業務外ともに、30 代職員は入省時と比べて「変わっていない」との回答が約6割に達しているが、課長級職員はいずれも「希薄になった」と答える割合が比較的高かった。30代職員との回答割合の差をみると、業務上のやりとりについては約15ポイント、業務外のやりとりについては約46ポイントとなっており、認識に大きな乖離がみられる〔図

12 - 1

希薄になった理由としては、30代職員、課長級職員ともに、「懇親会など職務外での付き合いが減ったため」が最も多いが、課長級職員は「メールや電子決裁など業務の電子化により対面で話をする機会が減ったため」(30代職員と 24.2 ポイント差)、「プライバシーやハラスメントを気にする必要があるため」(30代職員と 13.8 ポイント差)を多く挙げている〔図 12 -2〕。

課長級職員(40~50代)が入省してから30代職員が入省するまでの10~20年の間で、業務の電子化・効率化、ハラスメントの概念の普及、仕事と家庭の両立支援の必要性の浸透等、職場環境が大きく変化していることがうかがえる。



第3章第1節 今回調査等から見えるもの

3 マネジメントに関する意識の改善等

(略)

30 代職員の約3 割がこれまでに目標とする上司がいないと回答しており、また、態度が高圧的、責任を取ろうとしないなどの理由で、約8割が強い不満を感じた上司がいたと回答し、さらに、上司からパワ

ー・ハラスメント又は不満を感じるような厳しい指導を受けたとする者も一定数存在していることも明らかとなった。上司は、30 代の部下職員からこのように見られることがあるということを認識して指導等を行う必要がある。

また、一方で、課長級職員の4割以上が、部下がやる気を失う不安があるなどとして、指導すべき場面で指導を躊躇したと回答していることは、技能・ノウハウを継承する上でも課題となる。

(略)

4 コミュニケーションの改善

今回調査により、業務分担の偏りの評価等いくつかの項目について課長級職員と30代職員の間で認識にギャップがみられるものがあり、職場でのコミュニケーションを改善することでそのギャップを解消していくことが求められる。

例えば、課長級職員では、業務外のコミュニケーションについて入省時と比べて「希薄となった」と考えている者の割合が高いのに対し、30 代職員は、多くが「変わっていない」と回答していた。調査結果からは、価値観等の基準となる勤務環境や時代背景が異なる可能性があること、電子化等によりコミュニケーションの手段が多様化していること、ハラスメント防止やプライバシーへの配慮の必要性の高まりなど職場環境が変化していること等がうかがえたところであり、これらを踏まえ、対応に留意する必要がある。

第2節 対応の考察

- 3 職員の意識・コミュニケーション面での対応
 - ~ 上司によるマネジメントの向上と職場でのコミュニケーションの活性化等~

(1)上司によるマネジメントの向上

今回調査の結果やこれまでの考察等をまとめると、上司が業務管理や部下への指導・育成を行うに当たっては、次のような対応が求められていると考えられる。

【職場環境づくり】

- ・部下の業務量に偏りを生じさせないよう、状況に応じて柔軟に業務分担を変更する。
- ・部下と積極的にコミュニケーションを図る。

【業務遂行に係る部下への指導等】

- ・適時・適切な判断をする。
- ・指示する際、修正箇所や内容、修正の意図等を明確に伝える。
- ・思いつきによる発言を繰り返すなどにより、方針にぶれを生じさせない。
- ・部下に指導すべき場面で躊躇しない。
- ・成果を上げている部下や努力している部下に対し、評価していることが伝わるよう、折に触れて伝 える。

【業務の効率化・合理化】

- ・自ら業務の効率化に取り組む。
- ・前例を重視するあまり、部下の新たなチャレンジを阻害しない。
- ・指示するに当たって、コストパフォーマンスを考える。

【部下のキャリア形成支援】

・部下のキャリア形成に関する助言を適切に行う(強み・弱みの提示、今後の能力開発や専門性習得の方向性に係る助言等)。

【パワー・ハラスメントの防止】

- ・高圧的な態度を取らない。
- ・部下の能力や人格を否定する発言をしない。

これらは、一つ一つは決して新しい項目ではなく、多くの上司が可能な範囲での配慮は行っているものである。また、配慮が困難な事情がある場合もあれば、立場の違いにより受け止めに齟齬が生じることもあると考えられ、部下職員の満足が得られないからといって必ずしもマネジメント全体に問題があるとはいえない。

しかしながら、上司に当たる管理職員は、改めてこれらの点について常に意識を持ち、部下職員とコミュニケーションを図って、配慮できない場合にはできる限りその事情等を共有して、部下職員の納得 感を高めるよう努めることは必要であると考えられる。

また、技能・ノウハウの継承の観点からも、上司が部下職員のモチベーション低下を懸念することなく、自信を持って指導していく必要がある。そのためには、コーチングスキルを習得することが有効であり、関連する各種研修の充実を図っていくことが求められる。

パワー・ハラスメントについては、人事院においても、従来から防止のための啓発に取り組んできており、前回調査における「パワハラの防止度」の数値が肯定的なものであったことからしても、ある程度の防止の成果が上がっていると考えられる。しかし、今回調査の結果を踏まえ、何がパワー・ハラスメントに当たるかについての共通認識の確立と、その防止を徹底するための取組強化に努めていく。また、セクシュアル・ハラスメントについても、種々の事例が発生しており、依然として看過できない状況にある。

妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントを含め、ハラスメントの問題が発生した場合には、職員の勤務意欲が低下し、勤務能率が十分に発揮できなくなるだけでなく、公務全体の信用性を失わせる事態を招く場合もある。上司に当たる管理職員は、再度、その重要性を認識し、自ら範を示すとともに、部下職員もハラスメントをしないようにする必要がある。

上司による業務管理や部下への指導・育成については、既に一部の府省で、管理職員のマネジメント行動(例えば、「業務の優先順位を明確化している」「業務分担の見直しを適宜行っている」「無駄詰めや無駄な作業をさせていない」など)について全職員にアンケートを実施して、結果を事務次官から各局長等にフィードバックしている例や、人事当局がマネジメント能力を含めた「職位に求められる能力要件(コンピテンシー)」を定めて多面観察(360 度評価)の評価項目に反映させている例もあり、これらの取組も参考となると考えられる。

第2部 補足資料

資料1 30代職員調査結果(一覧)

■ 調査方法

無記名による Web調査

調査期間

平成30年1月22日 (月) ~2月2日 (金)

調査対象

行政職俸給表(一)が適用されている職員で本府省に勤務する者(臨時的任用職員、任期付 短時間勤務職員、任期付職員を含む。)のうち、平成29年度末年齢で30~39歳の職員

回答率

56.4% (6,264名)

■調査結果

《属性》

年齢

30歳~34歳	48.5%
35歳~39歳	51.5%

性別

男性	76.3%
女性	23.7%

役職段階

係長級	63.2%
課長補佐級	18.9%
その他	17.9%

採用試験種別

I種(相当職を含む)	24.2%
上記以外	75.8%

資料2 課長級職員調査結果(一覧)

■調査方法

無記名による Web調査

調査期間

平成30年1月22日(月)~2月2日(金)

■調査対象

行政職俸給表 (一) が適用されている職員で本府省に勤務する者のうち、課長級の職員

回答率

62.1% (1,218名)

■調査結果

《属性》

年齢

40歳~44歳	7.6%
45歳~49歳	32.3%
50歳~54歳	35.3%
55歳~	24.7%

性別

30	0.00
男性	94.6%
女性	5.4%

採用試験種別

	I 種 (相当職を含む)	77.9%
1	上記以外	22.1%

「女性の職業生活における活躍の推進及び職場のハラスメント防止対策等の在り方について(建議)」(平成30年12月14日厚生労働省労働政策審議会建議)より抜粋

女性の職業生活における活躍の推進及び 職場のハラスメント防止対策等の在り方について(報告)

1.はじめに

(略)

職場のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等の様々なハラスメントは、 労働者の尊厳や人格を傷つける等の人権に関わる許されない行為であり、あってはなら ないものである。企業にとっても経営上の損失に繋がる。

職場のパワーハラスメントについては、「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」の「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」(平成24年3月)を踏まえ、国は、職場のパワーハラスメント防止の社会的気運を醸成するための周知・啓発等に取り組んできた。さらに、働き方改革実行計画(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)において、職場のパワーハラスメント防止を強化するための対策を検討することが盛り込まれたことを受けて、「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会」を開催し、議論を進めてきた。国際的にも、平成30年のIL0総会で仕事の世界における暴力とハラスメントに関する条約について討議が行われるなど、ハラスメント問題全体に対する社会的関心が高まっている。

こうした中で、嫌がらせ、いじめ又は暴行を受けたことによる精神障害の労災認定件数は88 件(平成29 年度)に増え、都道府県労働局における職場の「いじめ・嫌がらせ」の相談件数も増加傾向となっている。職場のパワーハラスメント防止は喫緊の課題であり、現在、法的規制がない中で、対策を抜本的に強化することが社会的に求められている。また、セクシュアルハラスメントについては、事業主に対し、平成11 年に事業主に対し防止に向けた雇用管理上の配慮義務が、その後平成19 年に措置義務が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)により課されたが、都道府県労働局に対するセクシュアルハラスメントに関する相談件数は約7千件(平成29 年度)と高水準にとどまっていること等に鑑みれば、職場のセクシュアルハラスメントの防止対策について、一層の実効性の向上が必要である。

2 . 今後の対策

. 職場のハラスメント防止対策等について

(1)基本的な考え方

職場のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等の様々なハラスメントは、 労働者の尊厳や人格を傷つける等の人権に関わる許されない行為であり、あってはなら ないものである。また、企業にとっても経営上の損失に繋がることから、防止対策を強化 することが必要である。

具体的には、職場のパワーハラスメントの防止について、企業の現場において確実に予防・解決に向けた措置を講じることが不可欠であることから、事業主に対し、その雇用する労働者が自社の労働者等(役員等を含む。)からパワーハラスメントを受けることを防止するための雇用管理上の措置を義務付けることが適当である。その際、現場の労使が対応しやすくなるよう、職場のパワーハラスメントの定義や考え方、企業が講ずべき措置の具体的内容を明確化していくことが必要である。

特に中小企業については、パワーハラスメントの防止に関するノウハウや専門知識が 乏しいこと等から、その負担軽減に十分配慮し、支援を強化することが適当である。

取引先等の労働者等からのパワーハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為についても、労働者に大きなストレスを与える悪質なものであり、人権侵害にもなり得る無視できないものであるが、どこまでが相当な範囲のクレームで、どこからがそれを超えた嫌がらせなのかといった判断が自社の労働者等からのパワーハラスメント以上に難しいこと等の課題がある。このため、これらについては、自社の労働者等からのパワーハラスメントに類するものとして、相談対応等の望ましい取組を明確化し、関係省庁と連携して周知・啓発を図ることが適当である。

職場のセクシュアルハラスメント防止対策の実効性の向上については、まず、被害を受けた労働者が相談を行い易くするとともに、二次被害を防止するため、労働者がセクシュアルハラスメントに関する相談を行ったことを理由として不利益な取扱いが行われないよう徹底することが適当である。

また、社外の労働者や顧客等からセクシュアルハラスメントを受けた場合や社外の労働者に対してセクシュアルハラスメントを行った場合の対応を明確化し、取組を徹底すること、調停制度がより実効性を上げ、できるだけ多くのセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの紛争が解決されるよう改善を行うことが適当である。

職場のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントの行為者に対して刑事罰による制裁を科すことや、被害者による行為者等に対する損害賠償請求の根拠を法律で新たに設けることについては、現状でも悪質な行為は既存の刑法違反に該当し、または不法行為として損害賠償請求の対象となり得る中で、民法等他の法令との関係の整理や違法となる行為の要件の明確化等の種々の課題がある。このため、今回の見直しによる状況の変化を踏まえた上で、ハラスメントの問題に関する様々な動きも考慮しつつ、その必要性も含め中長期的な検討を要すると考えられる。

しかしながら、職場のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントは許されない ものであり、国はその周知・啓発を行い、事業主は労働者が他の労働者(取引先等の労働 者を含む。)に対する言動に注意するよう配慮し、また、事業主と労働者はその問題への 理解を深めるとともに自らの言動に注意するよう努めるべきという趣旨を、法律上で明 確にすることが適当である。

国は、就業環境を害するような職場におけるハラスメント全般について、総合的に取組 を進めることが必要であり、その趣旨を法律上で明確にすることが適当である。

- (2)職場のパワーハラスメント防止対策の強化
 - 1)職場のパワーハラスメントの定義について

職場のパワーハラスメントの定義については、「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会」報告書(平成30年3月)の概念を踏まえて、以下の3つの要素を満たすものとすることが適当である。

-)優越的な関係に基づく
-)業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により
-) 労働者の就業環境を害すること(身体的若しくは精神的な苦痛を与えること)
- 2)職場のパワーハラスメントの防止対策について

職場のパワーハラスメントを防止するため、事業主に対して、その雇用する労働者の相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備する等、当該労働者が自社の労働者等からパワーハラスメントを受けることを防止するための雇用管理上の措置を講じることを法律で義務付けることが適当である。

事業主に対して措置を義務付けるに当たっては、男女雇用機会均等法に基づく職場のセクシュアルハラスメント防止のための指針の内容や裁判例を参考としつつ、職場のパワーハラスメントの定義や事業主が講ずべき措置の具体的内容等を示す指針を策定することが適当である。

③ 取引先等の労働者等からのパワーハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為については、指針等で相談対応等の望ましい取組を明確にすることが適当である。また、取引先との関係が元請・下請関係である場合があることや、消費者への周知・啓発が必要であることを踏まえ、関係省庁等と連携した取組も重要である。

男女雇用機会均等法に基づく職場のセクシュアルハラスメント防止対策と同様に、職場のパワーハラスメントに関する紛争解決のための調停制度等や、助言や指導等の履行確保のための措置について、併せて法律で規定することが適当である。

その際、中小企業はパワーハラスメントの防止に関するノウハウや専門知識が乏 しいこと等を踏まえ、コンサルティングの実施、相談窓口の設置、セミナーの開催、 調停制度の周知等、円滑な施行のための支援等を積極的に行うことが適当である。

職場のパワーハラスメントは許されないものであり、国はその周知・啓発を行い、

事業主は労働者が他の労働者に対する言動に注意するよう配慮し、また、事業主と労働者はその問題への理解を深めるとともに自らの言動に注意するよう努めるべきという趣旨を、各々の責務として法律上で明確にすることが適当である。

3)指針において示すべき事項について

当該指針において、特に以下の事項を示すことが適当である。

-) 職場のパワーハラスメントの定義について
- ・3つの要素の具体的内容
- ・3つの要素を満たすものが職場のパワーハラスメントであること
- ・「優越的な関係」の考え方、具体例
- ・「業務上必要かつ相当な範囲」の考え方、具体例
- ・「就業環境を害すること(身体的若しくは精神的な苦痛を与えること)」の考え方 (「平均的な労働者の感じ方」を基準とすべきであることなど) 具体例
- ・「職場」とは業務を遂行する場所を指し、通常就業している場所以外の場所であっても、業務を遂行する場所については「職場」に含まれること
- ・業務上の適正な範囲内の指導については職場のパワーハラスメントに当たらない こと
- ・職場のパワーハラスメントの典型的な類型、パワーハラスメントに該当する例、該 当しない例
-)事業主が講ずべき措置等の具体的内容について
- ・事業主における、職場のパワーハラスメントがあってはならない旨の方針の明確化 や、当該行為が確認された場合には厳正に対処する旨の方針やその対処の内容に ついての就業規則等への規定、それらの周知・啓発等の実施
- ・相談等に適切に対応するために必要な体制の整備(本人が萎縮するなどして相談を 躊躇する例もあることに留意すべきこと)
- ・事後の迅速、適切な対応(相談者等からの丁寧な事実確認等)
- ・相談者・行為者等のプライバシーの保護等併せて講ずべき措置
-) 事業主が講ずることが望ましい取組について
- ・職場のパワーハラスメント発生の要因を解消するための取組(コミュニケーションの円滑化、職場環境の改善等)
- ・取引先等の労働者等からのパワーハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為に 関する相談対応等の取組
- (3)職場のセクシュアルハラスメント防止対策の実効性向上

事業主から不利益な取扱を受けることを懸念して労働者がハラスメントに関する相談を行うことを躊躇することがないよう、事業主に対し、労働者がこれらの問題に関する相談を行ったことを理由とする解雇その他不利益な取扱いを禁止することが適当である。また、事業主が行うセクシュアルハラスメントの事実関係の確認に協力したこと

を理由とする解雇その他不利益な取扱いを禁止することについても、事業主の確実な 取組を求めることが適当である。

なお、当該措置については、上記(2)のパワーハラスメントの防止対策や、妊娠・ 出産・育児休業等に関するハラスメントの防止対策においても講ずることが適当であ る。

職場のセクシュアルハラスメントは許されないものであり、国はその周知・啓発を行い、事業主は労働者が他の労働者に対する言動に注意するよう配慮し、また、事業主と 労働者はその問題への理解を深めるとともに自らの言動に注意するよう努めるべきと いう趣旨を、各々の責務として法律上で明確にすることが適当である。

なお、当該措置については、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止対策においても同様とすることが適当である。

社外の労働者や顧客等からセクシュアルハラスメントを受けた場合や社外の労働者に対してセクシュアルハラスメントを行った場合の対応について、以下の事項を指針等で明確にすることが適当である。

- ・自社の労働者が社外の労働者や顧客等からセクシュアルハラスメントを受けた場合 も、雇用管理上の措置義務の対象となること
- ・自社の労働者が社外の労働者に対してセクシュアルハラスメントを行わないよう配慮するとともに、当該セクシュアルハラスメントが起こった場合に円滑な問題解決が図られるよう、他社が実施する事実確認や再発防止のための措置に協力するよう努めること

調停制度について、紛争調停委員会が必要を認めた場合には、関係当事者の同意の有無に関わらず、職場の同僚等も参考人として出頭の求めや意見聴取が行えるよう、対象者を拡大することが適当である。

H31.2.14 厚生労働省労働政策審議会答申より

1

に

7

職

場

に

お

け る

優

越

的

な関

係を背景とし

た言動

がに起

因する問

題

に

関

L

て

事

業主が

講ずべ

き措

置

要

資料 7 2

第

略

女性 \mathcal{O} 職 業生活 に お け る 活 :醒 の推 進 に関う はする法語 律 等 \dot{O} 部を改 Ī 立する法語 律案要綱

【抜粋】

第二 労働 施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の

部改正

玉 0) 施策

玉 \mathcal{O} 施策として 「職場 に おける労働者 の就業環境を害する言動 に起因する問題 \mathcal{O} 解決を促進するため

に 必必 要 な 施 策 を充実すること」を規定すること。

事 業主 は、 職場 お て行わ れる優越的 な関係を背景とした言動であって、 業務上必 かか つ相当な

範 囲 を超えたもの によりその雇 用する労働者の就業環境が害されることのない よう、 当該 労働 者 カ 5

 \mathcal{O} 相 談に応じ、 適切 に対応するために必 要な体質 制 \mathcal{O} 整備 その 他 \mathcal{O} 雇 用 管理上 必 要な措置 を 講じなけ れ

ば な らないこととすること。

2 事 業 主 は 労働 者が 1 \mathcal{O} 相 談を行 ったこと又は 事 業主 による当該 相 談 ^ \mathcal{O} 対 応 に · 協 力 た 際 に 事 実

を述べたことを理由として、 当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱い をしてはならないことと

すること。

3 厚 生労働大臣 は、 1及び2の事業主が講ずべき措置等に関して、 その適切かつ有効な実施を図るた

めに必要な指針を定めることとすること。

三 職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関する国、 事業主及び労働者の努める

べき事項

1 国 は、 労働者の就業環境を害する二の 1の言動を行ってはならないことその他当該言動 に起因 する

間 題 に 対する事業主その 他国民 般の関心と理解を深めるため、 広報活動、 啓発活動その 他の措置を

講ずるように努めなければならないこととすること。

2 事業主は、 当該問題に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、 当該労働者が他

 \mathcal{O} 労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、 研修 の実施その他の必要な配慮をするほ か、 玉 \mathcal{O} 講

ずる 1の措置に協力するように努め なければならないこととすること。

3 事 業主 (その者が法人である場合にあ っては、 その役員) は、自らも、 当該問 題 に対する関心と理

解を深め、 労働者に対する言動に必要な注意を払うように努めなければならないこととすること。

4

労働者は、 当該問題に対する関心と理解を深め、 他の労働者に対する言動に必要な注意を払うとと

に、 事 業主 0) 講ずる二の 1の措置に協力するように努めなければならないこととすること。

匹 紛争の解決

1 紛争の解決の促進に関する特例

<u>ー</u>の 1及び2に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争については、

個別労働関係紛争

 \mathcal{O} 解 決の 促進 に関 する法律第四条、 第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用 せず、 2 及び

3 に よるものとすること。

2 紛争の解決の援助

(-)都道府県労働局長は、 1の紛争に関し、 当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援

助を求められた場合には、 当該紛争の当事 者に対し、 必要な助言、 指導又は勧告をすることができ

ることとすること。

調停

(=)

二の2は、労働者が一の援助を求めた場合について準用することとすること。

3

三頁

(-)都道府県労働

局

長は、

1の紛争について、

当該紛争の当事者の双方又は

一方か

ら調停

の申請があ

0

た場合において当該

1分争の1

解決のために必要があると認めるときは、

紛争調整委員会に調停を行

わ

せるものとすることとすること。

 $(\equiv)(\equiv)$) の2は、労働者が一の申請をした場合について準用することとすること。二の2は、労働者が一の申請をした場合について準用することとすること。)

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法

その他調停の手続に関

し必要な事項は厚生労働省令で定

律

(一の調停の手続については、

の規定

を準用することとするとともに、

 \emptyset

公表

五.

厚生労働大臣は、二の1及び2(四の2の二及び3の二において準用する場合を含む。以下同じ。)

に違反している事業主に対し、 勧告をした場合において、 その勧告を受けた者がこれに従わなかったと

きは、 その旨を公表することができることとすること。

六

報 告 \mathcal{O} 請 求

厚生労働大臣は、 事業主から二の1及び2の施行に関し必要な事項について報告を求めることができ

四頁

六の報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処することとすること。

ることとすること。

八 その他

(以下略)

その他所要の規定の整備を行うこと。

五頁

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等

の一部を改正する法律案の概要

改正の趣匠

女性をはじめとする多様な労働者が活躍できる就業環境を整備するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、情報公表の強化、パワーハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務等の新設、セクシュアルハラスメント等の防止対策の強化等の措置を講ずる。

改正の概要

女性活躍の推進

w° 一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大 一般事業主行動計画の策定義務の対象を、常用労働者301人以上から101人以上の事業主に拡大す

女性の職業生活における活躍に関する情報公表の強化及びその履行確保 情報公表義務の対象を101人以上の事業主に拡大する。また、301人以上の事業主については、現在1項目以上の公表 を求めている情報公表項目を「 職業生活に関する機会の提供に関する実績」、「 職業生活と家庭生活との両立に 資する雇用環境の整備に関する実績」に関する項目に区分し、各区分から1項目以上公表することとする。 あわせて、情報公表に関する勧告に従わなかった場合に企業名公表ができることとする。

ラチナえるぼし(仮称))の創設 女性活躍に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度(プ

ハラスメント対策の強化

₩, 国の施策に「職場における労働者の就業環境を害する言動に起因する問題の解決の促進」(ハラスメント対策)

明記【労働施策総合推進法】

パワーハラスメント防止対策の法制化【労働施策総合推進法】

事業主に対して、パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務(相談体制の整備等)

を新設

紛争調整委員会による あわせて、措置の適切・有効な実施を図るための指針の根拠規定を整備 パワーハラスメントに関する労使紛争について、都道府県労働局長による紛争解決援助、 調停の対象とするとともに、措置義務等について履行確保のための規定を整備

セクシュアルハラスメント等の防止対策の強化【男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法】 セクシュアルハラスメント等に起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務の明確化 労働者が事業主にセクシュアルハラスメント等の相談をしたこと等を理由とする事業主による不利益取扱いを禁止 パワーハラスメント及びいわゆるマタニティハラスメントについても同様の規定を整備

施行期日

ま う ш̈́ は公布 について、中小事業主は公布日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日までは努力義務で 7 の対象拡大は3年、 公布日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日(ただし、 2(2)

) 労働

閣

係

施

策

 \mathcal{O}

総

合

的

な

推

進

並

び

に

労

働

者

0

雇

用

0

安定及

び

職

業

生

活

の充

実

等に

関

以する法

律

(昭

和

兀

+

年

法

律第百三十二号)

抄)

(第三条

傍

線

部

分

は

改

正

部分)

第 目 第第二章章 組る 加 第十 第九 第八 第七 第六 第 五 第四 第三 附 条国 まなけ 5 基 則 童 童 十三 斊 章 章 音 章 童 本 \mathcal{O} 第 的国施 れ 理 は、策 国と 章 雑 事 職 職 求 基 総 第 職 <u>二</u> 十 (略) (略) 国 三十 場に 業業転割 題 則 業 職 本 則 地 条 主 第 に 人 兀 者 方 総 条一第一条一第一条 第三 及針第 方 条 関 お \mathcal{O} 則 改 いつて、 第三 び第条 な 条 公 0 け 雇 L 十三 人 て事 る優 第 第二 共 用 寸 +管 再 金充 人十 条 業 越 条) 理 十 就 者 次項 十就(七職第 実 条第 体 主 0 に にの لح 的 九 の十第 掲 目 0 な 改 対第条 第 0 正 げ的 四 関 援 八十 す十 連 講 善 助条 á + 六 る を 携 ず 係 条 を促進すう キー第二十三条) 治指導等 事 達 等 べ を 再 \mathcal{O} 背景 項成 就 でするたり (第三十 措 に 職 つい とし 置 \mathcal{O} 案 (第 等 促 て、 め た 進 + 条 • 第 言 等 総前 \mathcal{O} 条 動 \mathcal{O} 合条 第三十二条 +措 措 に 第十 的に 条の 起 置 置 に規 因 等 第二 取定 す 五. りす る 第 条 第 目 第 第 第 六 五 四 第第第次三二一 総 兀 第 第 る 附 第 5 合的に 国 八 七 基 条 則 九 章 章 章 章 章 章 章 章 章 本 \mathcal{O} 第 的国施 講理は、 雑 策 章 玉 事 職 職 求 基 総 <u>二</u> 十 国 業訓 ع \mathbb{C} 念 則 業 業 職本則 略 なに 兀 主転 方 第 地 人 者 総 上による再就練等の充安 第三十三条 け従 則 方 \mathcal{O} 条 及 針 現 つて、 条 公 雇 び れ 第 共 用 第 求第条 ば なら 管 寸 人 +次 項 理 + 就 実 者 体 (第 条第 12 \mathcal{O} 七 職 \mathcal{O} لح に 九 第四 条 掲 の十第 目 \mathcal{O} 改 対第条 援助条十六 げ的 +連 善 す 携等 る る を 条 条 • 事 達 条 再 を 指の 項成 促 導等 就 第二十三条) (第三十 がするた 進するため 第 職 つい 0 + 行 七 促 め、 て、 + 進 条 • 等 0) 条 必前 \mathcal{O} 要な施 条に規 第三十二条 措 措 第十 置 置 策をす 第 Ŧī. (第

2 事業主は、労働者が前項の相談を行つたこと又は事業主による	する問題に関して事業主の講ずべき措置等 職場における優越的な関係を背景とした言動に起因	2 国は、前項各号に掲げる施策及びこれに関連する施策の充実に取り組むに際しては、国民経済の健全な発展、それに即応するとともに、労働者がその有する能力を有効に発揮することのがさとともに、労働者がその有する能力を有効に発揮することの妨びとなつている雇用慣行の是正を期するように配慮しなければならない。 3 国は、前項各号に掲げる施策及びこれに関連する施策の走正を図るとともに、労働者がその有する能力を有効に発揮することの妨びとなつている雇用慣行の是正を期するように配慮しなければならない。 3 国は、第一項第十二号に規定する施策の充実に取り組むに際しては、外国人の入国及び在留の管理に関する施策と相まつて、雇用機会の分第三百十九号)第二十四条第三号の四イに規定する元法就労活動をいう。)を防止し、労働市場を通じた需給調整の機能が適切に発揮されるよう努めなければならない。 8 程度の表面に表面を表面に表面に表面を表面に表面を表面に表面を表面に表面を表面に表面を表面に表面を表面に表面を表面に表面を表面に表面を表面に表面を表面に表面を表面に表面を表面に表面を表面に表面を表面に表面に表面を表面に表面を表面に表面に表面に表面に表面に表面に表面に表面を表面に表面に表面を表面に表面に表面に表面に表面に表面に表面に表面に表面に表面に表面に表面に表面に表
(新設)	(新設)	(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)

「調停」」とあるのは「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安第三十条の七 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確第三十条の七 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確第三十条の七 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確調停)」とあるのは「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定とあるのは「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定とあるのは「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定とあるのは「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十九条から保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十九条から保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十九条から保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十九条から保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十九条から、同法第一項の対象な機会及び待遇の確定が、対象を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表	(調停の委任) (調停の委任) (調停の委任) (調停の委任) (調停の委任)	(紛争の解決の援助)	から第三十条の八までに定めるところによる。、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百十二号)第四条ての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争
(新 設)	(新 設)	(新 設)	

2 認めるときは、事業主に対して、助言、指導又は勧告をすること第三十三条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると 第三十六条 第三十五条 第三十一条・第三十二条 第三十条の八 要な資料の提出及び説明を求めることができる。 施行するために必要があると認めるときは、事業主に対して、 五第二項及び第三十条の ができる。 な事項は、 るものとする。 第三十五条及び第三十六条第一 定及び職業生活 十八条第一項並びに第三十条の二第一 公表することができる。 (資料の提出の要求等) 、報告の請 ている事業主に対し、 厚 厚生労働大臣 生労働 その勧告を受けた者 第十章 第九章 指導及び勧告並 厚生労働大臣は、 省令 厚生労働 求 厚生労働省令で定める。 国と地 雑 前二条に定めるもの は、 則 0 0) 充 大臣 第三十 実等 方公共団体との 委 任) (条第一項において同じ。) の規定に違言、六第二項において準用する場合を含む。 「がこれに びに公表 に は 前 -条の二 項 関する法 略 この 0 事 業主から第三十条の二第 規定による勧告をした場合におい 法律 第 (T) 従わなか 連携等 律第三十条の ほ 項及び第二項を除く。 項及び第一 か (第二十七条第一 つたときは、 調 停 0 四 項 手 の規定に違反 続 (第三十条の と読 15 その旨 項、 関 項及び み替え L 第二 必 必を 要 第三十六条 第三十五条 第三十三条 第三十 (新設) (新設) 認めるときは、 二十八条第一項を除く。) とができる。 ときは、 ができる。 (資料の提出の要求等) 報告の請 、助言、 第九章 第八章 一条・第三十二条 事業主に対して、 指導及び勧 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると 求 厚生労働大臣は、 (新設) 国と地方公共団体との連携等 雑 事業主に対して、 則 告 必要な資料の提出及び説明を求めるこ を施行するために必要があると認める 略 この法律 助言、 (第二十七条第一項及び 指導又は勧告をすること 第

第二項 が できる。 0 規 定 0 施 行 に 関 L 必 要 な事 項につ いて報 告を求 \emptyset ること

2 を受け、 0 いて報告を求めることができる。で受け、又は受けた者から当該給好都道府県知事又は公共職業安定所 ら当該給付金の立職業安定所長は、 は、 支給 職 に関転 し必 換給 要な事 付 金 \mathcal{O} 項 支 に給

員 に 関 する 特 例

第三十 の条 いては、適用しない。条第一項に規定する船員 規定は、 -八条 第 八 章 三 十 (第三十条の この 船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)-六条第一項、前条第一項並びに第四十一条を除く 法 律 (第 七 次 及 条、 び り項に 第三 第 一十条の 四 おいて [条第 八 「船員」 を除 項第 < + という。 兀 条を除く 뭉 及び 第 第一 三十三 第六 つ 項 2

2 あるの 監理 第三 議会」 候補者名簿に記載されている者のうちから指名する調停員」 第三十三条第二項中「第三十五条及び第三十六条第一 第三十条の る 紛争調: は \mathcal{O} 船員に関しては、 項」 「部長を含む。 項中 は 「第三十六条第一 とあるの 第三十六条第一 は 「国土交通大臣」 と 整委員会」とあ 国 都道 八まで」 土 第三十条の 一交通 府県労働局長」 は 「交通 省令」 とあ 第三 項 と、 項 るの と 及び るのは「 五. 政 + と とする。 第三 第 策審議会」 条 前条第 は 第三 の 二 -項 、 一十条の六第 とあるのは 前条第 「第二十 一第二 十条の一 第三 第三十条の六第 ح 項中 項 一十条の六及び 項 カ 中 条第三 第四項中 第三 b 項中 「地方運輸 厚 第五 一十条の 「厚生労働省令」 生労働 項 項 のあつせん員 第六条第 ま 「労働 項及び 大臣」 項」 で、 局 第三十八条 兀 長 中 とある 政 第 第 一 項 輸 と から 前 策 と 条

3 及 準 び 用 の 第 六 四 る法律第二十条 六六第 甪 雇用 する。 項 第二十六条中 \mathcal{O} 0 規定は、 分野に 項 こ の \mathcal{O} 規 から 場 定により おける男女 合に 前 「委員会は 第二十七条まで並びに第三 項 お 0 指名を受けて調停員が 規定により て、 0 均等な機 とあるの 同 法第二十 読み替えて適用 会及 は び待 条から第二十三条まで 調 + 停員 行う調停について 遇 0 には 条第三 する第三十条 確 保等に と 一項及び 関 同 す 法

> を受け、都道府 いて報告を求めることができる。 け、又は受けた者から当該給付金の支給に関し必要な事項に道府県知事又は公共職業安定所長は、職業転換給付金の支給

第三十八条 三十号) 第六条第一 この法は 律 項に規定する船員については、適用しなは、船員職業安定法(昭和二十三年法律 適用しない。 :第百

定 第六 は 国家公務員及び地方公務員については 条 から第九条ま で 及び 第六 章 第 +七条を除く。 適用しな 0)

規

(新設

第四 第三十八条の二 第五項に規定する国会職員及び自答 条中 和 四 生活の充実等に関する法律第三十条の六第一 充実等に関する法律第三十八条第三項において準用する第二十条働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の ŋ 項中「第十八条第一 る地方運輸局 停員を指名した地方運輸局長(運輸監理部長を含む。 第三十条の二及び第三十条の三の規定は一 第三十六条第一項の規定は国家公務員及び地方公務員について、 のとする。 とあるのは「合議体及び調停」と、 から前条まで並びに第三十一条第三 びに労働者の雇用の安定及び 第二十条中 十七号) (昭 一十条 (適用除外) (執行法人の労働関係に関する法律 (第八章の規定の施行に関するものに限る。 国土交通省令」と、 扱 国会職員法 「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇 当該委員会が置か 項に規定する隊員につ 和二十六年 つて 「当該委員会に係属している」 第二条第二号の 第三十条の四から第三十条の八まで、 次 いる」と 年 の各 法律第百三十二号) 「事業場」とあるのは (運輸監理部を含む。 (昭和二十二年 「衛隊法 法律第二 号 第六条から第九条まで、 Ď いず 項」とあるのは「労働施策の総合的な推進 同法第二十七条中 同法第三十一 れる都道府県労働局」 昭昭 百九十九号) 職員を除く れ 和二十九年法律第百六十 かに該当する者は、 V ·法律第八十五号) 7 職業生活の充実等に関する法律 は 第三 「事業所」 条第三 一十条の とあるのは 適用しない。 項及び第四項」 (昭和二十三年法律第二百五 「厚生労働省令」 \mathcal{O} 「この節」 と、 適用を受ける裁 第六章 項中 匹 般職の国家公務員 裁判所職員臨時 と、 項」と読み替えるも とあるのは 同法第二十五条第 三十万円以下 第 بح 及び第二項並びに 第三十三条第 用 (第二十七条を除 「前項」 「当該 とあるのは 同法 の安定及び と 条に規 五号) 同 少」とあるのは 8るのは「労 8調停員が取 第二 法 **以**判所職員 第一 が 「当該 「調停」 第二条 流定 する 置 措 + 置法 職業 かれ 0 **行** 昭昭 条 罰 項 並 調 第四 (新設 + 次の各号 0 V ず ħ かに該当する者は、三十万円以下の罰

の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。第四十一条第三十六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽	金に処する。 一〜三 (略) 2 (略) 2 (略)
(新設)	金に処する。

 \bigcirc

雇用の

2 事業主は、労働者が前項の相談を行つたこと又は事業主による 第十一条 (略)	第二節 事業主の講ずべき措置等 保等 保等 保事 屋用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確	目次 日次 日本 日本	改正案
(職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の 情置)	第二節 事業主の講ずべき措置 保等 保等 展用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確	目次 目次	現

(職場における性的な言動に起因する問題に関する国、事業主及第十一条の二 国は、前条第一項に規定する不利益を与える行為又は労働者の就業環境を害する同項に規定する言動を行つてはならは労働者の就業環境を害する同項に規定する言動を行つてはならと理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするほか、国の講ずる前項の措置に協力するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするほか、国の講ずる前項の措置に協力するように努めなければならない。 事業主(その者が法人である場合にあつては、その役員)は、自らも、性的言動問題に対する関心と理解を深め、他の労働者に対する言動に必要な注意を払うように努めなければならない。 お事業主(その者が法人である場合にあつては、その役員)は、自らも、性的言動問題に対する関心と理解を深め、他の労働者に対する関心と理解を深め、他の労働者に対する言動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる前間に対する言動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる前間を持ついた。	当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、の項において「指針」という。)を定めるものとする。 「の項において「指針」という。)を定めるものとする。 「の方面の指置の表面に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。 「の方面の指置の表面に対している。)を定めるものとする。 「の方面の指置の表面に対している。)を定めるものとする。 「の方面の指置の表面に対している。)を定めるものとする。 「の方面の対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、という。)を定めるものとする。
(新設)	(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)

(職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する言動を行つてはならないことその他当該言動に起因する問題に対する事業主その他国民一般の関心と理解を深めるため、広報に対する事業主及び労働者の責務)	4 (略)	主による	(職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等) (職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する所類に対している。)
(新設)	2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置にのとする。	(新設)	(職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置) (職場における妊娠、出産等に関する言動により当該女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、方、当該女性労働者からの相談に応じ、適切に対応する女性方、当該女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、方、当該女性労働者からの相談において行われるその雇用する女性方、当該女性労働者がらの相談に応じ、適切に対応するために必ず、当該女性労働者からの相談に応じ、適切に対応する大と、と、対したこと、対したこと、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して

2 働 け 配慮をするほか、 者 事業主 する言動に必 ればならない。 0 関心 は、 と理 妊 娠• 要な注意を払うよう、 解 たを深め 玉 出 0 講ずる前項の 産 等関 るとともに、 医係言動 措置に協力するように努めなり、研修の実施その他の必要な 問 [題に対するその 当該労働 者 「 が 他 の労働者に 雇 用 でする労

3 ない。 自らも、 労働者に 事業主 対する言動に必要な注意を払うように努めなければなら 妊 (その 娠• 出 者 産 が 等 法 関 | 係言動 で あ る場場 問 る合に 題に対する関 あ つて は 心と理解 そ \mathcal{O} 役 を 員 深 め、 は、

4 ない。講 労働者は、 他 ずる前条第一 0 労働 者に 妊 娠 対 項 す 出 産等関 0) 措置に に必要な注意を払うとともに、係言動問題に対する関心と理解 .協力するように努めなけれ 解 なら 事業深

(妊娠中及び出 産 後 0 健 康 管理 に 関する措置

第十二条 (略

第十三条

略

妊 娠中及び出 産後の健康管理に 関する措置)

第

の規定による保健指導又は用する女性労働者が母子保)規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を治する女性労働者が母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)-二条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇 保することが できるようにしなければならな

第十三 な は 勤務時間の変更、勤!健康診査に基づく指! 事業主 は、 そ 務の事 の雇用する女性労働者が前条の保健指 軽減等必要な措置を講じなければなら項を守ることができるようにするため 導 又

て準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更についにおいて「指針」という。)を定めるものとする。 関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針 県知事の意見を求 厚生労働大臣 は、 める」とあるの 前 項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に いは、 聴く」と読み替えるも (次項

3

とする。

2

第十三条の二 るようにするために 等並びに職場に (男女雇 第十 第十 用 条の 機会均等推 条第一 事 業主 兀 おける男女の 第二 に講ずべ 項、 は、 項、 進 (者) 第十一 厚 きその 第十二条及び前条第一 生 均等な機会及び待遇 労 条の二第二項、 ?働省令で定めるところに

第三章 紛 争 Ö 解

らない。 を図るため

の業務を担当する者を選任するように努めなければ

他の措置の適切

か 0)

有効な実施

な

第 節 争 0) 解 決 0)

援

助 等

0) 解 決 \mathcal{O} 促 進 に 関 する

第十六

条

第

五.

条

から

第

七

条

べまで、

第九条、

第十一

条第

項

及

び

第

についての労働者十一条の三第一項 第四条、 係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第についての労働者と事業主との間の紛争については、 項 次条から (第十 第五条及び第十二条から第十九条までの規定は解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百 第二十七条までに 条 項、 の 三 第二 第 十二条並びに第十三条第一項に定める事 項 に 定め おい るところによる。 て準用する場合を含 個別労働関に定める事項 (の)、第 1十二号) 適 用 せ ず

第十七条 紛 争の解決の 略略 援 助

2 第十 V て準 用する。 条第二 項 0 規 定 は 労働者が前 項の援助を求めた場合に

2

事業主

は、

労働

前

項

助

を

求め

たことを理

として、

当

労働者に

対

L

7

解 者

雇 が

その

他 \mathcal{O}

不利 援

益な取扱

いをしてはならな 由

第十八条 八条(略)

第十一

条の三第

ょ

9

第

設

項に定める措置

確保が

図られ

第三 紛 争 0 解

第 節 争 0) 解 決 0 援 助

第十六条 条か 条、第五条及び第十二条から:争の解決の促進に関する法律 条の二 、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、その解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百十二号)第ての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係 125 5 争 第二 0) 第一 解 第五条から第七条まで、 決 項 \mathcal{O} 七 条までに定めるところによる。 促 第十二条及び第十三条第一項に定める事項に 進 に 関 する特例 第九条、 第十一条第一 項 次四紛 0

紛 争の解決の 援 助

第 紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求めら、十七条が道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当 告をすることができる。 た場合には、 当該紛争の当 事者に対し、 必要な助言、 指導又 は 勧れ該

0 委 任

光十八条

都

道府県労働

局

長は、

第十六条に規定する紛争

(労働

者

2 て準 用 する。 条 第二 項 0) 規 定 は、 労 働 者 が 前 項 \mathcal{O} 申 請 をした場 合 に 0

 \mathcal{O} 事者 参考 人の出る 又 は 委員会は、 関 関係当事 係当 め、 者と 調 停 その 同 0 た 意見を聴くことができる。 \mathcal{O} 8 事 必 ・業場に雇用される労働者といいるときは そ 関 \mathcal{O} 他係

(削る)

(公表)

第三十 告をした場合において、の規定に違反している事 含む。 項、 たときは、 カ ら第三項 第十七 厚生労働 べまで、 その 条第二 第十一条の三第一 旨 [を公 大臣 項 第十一条第一 及び 表することができる。 その勧告を受けた者がこれに従来主に対し、前条第一項の規定 第十 第五 項、 、条第二 項及び 条から第七条まで、 記し、前条第一項の規定による勧第十二条並びに第十三条第一項第二項において準用する場合を 第二 項 九条第 の三 わ な 第二 か 項 0

船員に関する特例)

者に関しては、第四条第一項並びに同条第四項及び第五項(同条条第一項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする第三十一条 船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六

当 と認めるときは、 0) を 条第 申請 事 慕 行わせるものとする。 集 及び があ 以 項の紛れ つた場合に 下 採 用 関係 争調整委員 に 個別労働関 0 当 1 において 事 7 者」という。 0 会 紛 当該 争を 係紛争の (以下「委員会」 以下「委員会」という。)に調停紛争の解決の促進に関する法律第いう。)の双方又は一方から調停いう。)の双方又は一方から調停を除く。)について、当該紛争の

準 前条第二 用 する。 項 の規定 は、 労 働 者 が 前 項 0) 申 請 をした場合に 0

2

第二十 当 事 者 条 \mathcal{O} 出頭を求め委員会は、 め、 調停 そ \mathcal{O} 0 意見を た め必 聴くことができる。 要があると認めるとき は 関

2 関 要項 を 聴 係当 につ があると認 項 くことが 員 事 規 いての労働 会 者 定 は す 0 ん言動 で ほ 8 第 きる。 か + 者 か を 当 と 条 0 該 事 第 行 業主との間の 事 関 係当 たとされる者 件 項 及 係る職場において性的 事 び 者の 第十 双方の同意があるときは、 紛争に係る調 条 出頭 を求 第 停 項 \otimes な言動 のため 定 8 又は に る 必 見

(公表)

第三十条 条及び第十三条第一から第三項まで、第 がこ 項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受け れに従 厚生労働 わな 第十一条第一で調大臣は、第五な カゝ 0 項の規定に たときは、 項、 違反している事業主に対 条 その旨を公表することができる から第七条まで、 第十 条の二 第 第 項、 九 し、 条第 前 + 項 条

(船員に関する特例)

者 条 + に 第 関 条 L 項に規定 て は、 船員職業 ・定する船員、 安定 米第一項並び 同項 登記法 (昭和 和二 |びに同条第四項及び第五項(同条||項に規定する船員になろうとする 十三年法律第百三十号) **全条第四**

を請求し、日本のは「日本のでは、日本 こと」 休業をと、第一 項項 四に項び第 条 よる第 \hat{O} 第 前 規 十三条 あ 第 __ 中の 第 لح 第一の一人で L 休十 項 兀 号、 たこと」 $\neg +$ 業 又あ 労 第 項 第 は条「第 を条はる又法国 項 ょ 働 四 + 第のは律士条二は同第交の つて さ 請の 第政項 同 は同第一交の「項四通二 لح 地 策 求 七 及 生 項 Ĺ 一第一の 方項作 لح 審 び 労 て 条 項、 に 及業る又項規 六 運 る 及 第 議 お項 び 十三条 会」 る の条輸 て第二十九条第二項中「都道府」 一十九条第二項中「都道府」 と、第九条第二項の規定によって作業に従事しな 一十一労働基準法第六十五条第一項のは「船員法第八十七条第一項のは「船員法第八十七条第一項のは「船員法第八十七条第一項のは「船員法第八十七条第二項中「厚」 第 項 大 第 VI 九条 者 は第局 臣 7 + لح 0 長 進 第三 第項二の あ +لح う 用 É 運 る あ \mathcal{O} す 十紛輸 項の項 カゝ る 第二項第十 b 場 は E Ŧī. お項、は 合を含 条調理部 指 名する 交 整部項 11 て 三委項員 長 通 を含 条 政 準 + 土 + 条二項の 調 の会 一厚の 策 用 む。 労働 生労 する 停 あ 審 条 第 かつ (号) 府 \mathcal{O} 第 第 第 員 0 0 つたこ 十項規七又定 せ 基 働 県 会」と、 \pm 第八 よる 定 項 準省 項 合 N 労 項 + [を含 働 は \mathcal{O} を す 員 条 に 法令 項条 兀 よ規を کے 局第第 十し休(七た業昭 候 員 十 並第項 第 と十第む 補会第長 十第 び 及

臨律公第 $\frac{-}{+}$ 第務 員 章 九 第条条除二及外 置百(行法五行 十政節び第 七執 執 (行 第 第 和二十 号) 章 十十第 法 人 条 Ξ の条の節 六 条労の規 年 法第働 定第 は、 律 関を + 第 号係 除 のに 国 条 一百九十九号)の職員を除く。)の規定は、の一の規定は 家の)公 員 同 章 は、一人び地方 第 適 和 方 節 裁 用 般公 判十職務前 を 受 所 の員章 け職年国に、 る員法家 第

> 5 兀 地 求 は同第交 び第 れと て とあ 四 条の 方 項 Ļ 項 通 条 条 六 あ 作 項 条 第 7 第 の規員は若し 及業あ、一の規 $\overline{+}$ 省 第二 中 いる 六 及 第 運 しく る 令 \mathcal{O} 条輸 九 び 兀 + 号) 労働 第三 従のは中 中 条 第局 第 定法 項 に(は同 第三 \mathcal{O} 長 事は同 + 項若働 第政項 う 第 +L 同 項 条 労働基準法第六十五条 よつて作業に従事しな 昭和二十二年法律第五 同条第二項の規定に 上 -九条第二項中のなかつたことで、船員法第八人 及び 5 \mathcal{O} 運 六 第 九七策 生 項 項、 十紛輸 九条 条 審 労 に か 5 争監第 五条 議 第 六 働 お たこと 十三 大臣 条 調 理 第 項 指 会 11 _ と 第 整 九 名 部項 項 て 第十 す + 条 一項中条 条 委 長 中 準 + 第二 第三 第三 七 あ と る 項員 を 「都道府県労働局長」とない、第十七条第一項の規定による休業を第二項の規定による休業を事しなかつたこと」と、第事しなかつたこと」と、第事しなかったこと」と、第年第百号)第八十七条第一律第百号)第八十七条第一 条 用 含都 る あ 調 \mathcal{O} 会 条 す んる場 (以下 項の項 あ 第 停 む道 る E 0 0 は は せ 第十 お項 合を含 項 いて 項、 N 交 国土 す 員 委員 第十 通 準用点 候 条 政 + 一交通 策 十三条 会」 補 の <u>ニ</u> する場合 + 審 条 لح よる休暇 第 とあ の規 第 大臣 の -八 議 名 来をしたこと 第十一年法律 第十一条の 第十一条の 第十一条の 第十一条の 、条第一 三項 第 会」と、 は項 る + 定 と、 を含 の人 に 項 条 記 項は条よつ 項 並 第 + 第 十第 び む

適 用 除

九除法規 一十条の 律 定 (昭 規 適 和 般定第 用 裁 を判十職は、 受所三の、け職年国国 章 員法家家 る 裁臨律公公節 判時第務務 及 員員び 所 措 職置 百 及 置百(及法五行び 員 十政地 国昭七執方 号 法 務 章 会和職二 法務章 第二年 員法 年条第働 韶 和 律 関 九 号 係 章 条 二 十 二 第 のに 第並 百職関 び 年九員す 節に 法十をるの第

2 1 (削る))第二条第五項に規定する隊員に関しては適用しない。を受ける国会職員及び自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十裁判所職員、国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の 情報の公表の推進のための措置並びに」とする。 \mathcal{O} る法律(平成二十七 に」とあるのは、 (平成三十 般事業主行動計画に基づく取組及び同法第二十条の規定によるき法律(平成二十七年法律第六十四号)第八条第一項に規定する」とあるのは、「、女性の職業生活における活躍の推進に関す 業務) (施行期日) 平成三十八年三月三十一日までの間は、 略 附 則 年三月三十 日 までの 間の男女雇用 第十三条の二中 機会均等 推進 「 並 び 五. 適 者 号用 3 2 1 える。の九を第三十二号の十とし、 九律 適 ように改正する。 九年法律第百六十五年第八十五号) の済 第十八 法」 第十三 繰り下げ、 用しない。 運 第八条の規定に限る。 第四条中第三十二号の十 労働省設置法 労働省設置法 この法律は、 施行期日 第十条の二第六号中 三十二の九 第十条第一 第九条中第七号を第八号とし、 (第七条の規定に限る。 下に 祉法 輸省設置法 輸省設置 に基づいて、 附 を 勤労婦 設置及び 八条第 条第 ..第百六十五号)第二条第五項に規定する隊員に関しては五号)の適用を受ける国会職員及び自衛隊法(昭和二十 則 (第七条及び第八条の 「勤労婦 勤労婦 項第八号中 人福 法 第二号の次に次の 勤労婦 項中 公布 0) 項 運営につ 0 (昭 勤労婦 人福祉法及び勤 0 祉 昭 表婦人 和二 和二 部改正) 対策基本方針を定めることその他勤労婦人福 部 0 人福祉法」 人福 日から施行する。 港湾労働法 改 「勤労青少年福祉法」 十四四 十四四 正 V _ 勤 八少年問 及び勤労青少年福祉法」 、福祉対策基本方針並びに働く婦人の 7 祉 を第三十二号の十 年 法 第三十二号の八の次に次の一号を加第三十二号の十一とし、第三十二号 労青少年福祉法」 0) 年 望ましい 法律第百五十七号) を 規定を除く。 法 勤労青少年福祉法」に改める。 心加える。 号を加える。 労青少年福祉 題審議会の 昭和四十七年法律第百十三号) 律第百六十二号) 第三号から第六号までを一号ず (これに 基準を定めること。 基 項中 を「勤労婦人福祉 く命令を含む。 を 0) 法 施行に関するこ 0) 0) 勤労婦 に改める。 勤労青少年 に改める。 部 部 を次の を次の 人福

)」に改める。	第九十二号)及び勤労婦人福祉法(昭和四十七年法律第百十三号	第九十二号)」を「、勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律	第五十七条中「及び勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律	ること。	二十四の二の二 船員に係る勤労婦人福祉対策基本方針を定め	第四条第一項中第二十四号の二の次に次の一号を加える。	ように改正する。

資料8

_
د
靊
$\tilde{\mathcal{L}}$
ρ,
案
11
4
7
噩
田园田
\overline{a}
0
別
m2
书
N
関する規定の目
100
鄦
$\overline{\Box}$
<u></u>
_
1
×
ż
17
して、
-
•
_
$\overline{}$
1
Ц
٨,
"
47
4
7

	民間	公務	
	 労働者の意に反する性的な言動に対する労働者の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	738年7年7年7日 - 1 十二年7年 十年 1日	(趣旨)
出機	区 治の女旦 衝角阻	・四者な小法にさせる性的な言動	良好な勤務環境を確保するには、結果的 に職員の勤務条件に不利益を与えたり、職 員の能率を著しく低下させたりするに及ん だもののみを対象として対策を講じるので は不十分であり、他者を不快に許せ。 な言動そのものを未然に防止し、なくす必要がある。
性的な言動の意味	性的な内容の発言および性的な行動 (性別役割分担意識に基づく言動や「ホモ」「オカマ」 「レズ」などを含む言動はセクハラの背景や原因)	性的な関心や欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識又は性的指向もしくは性自認に関する偏見に基づく言動も含まれる。	職員が共に気持ちよく働ける勤務環境を確保するためには、わいせつ性を伴わずとも、性に関わって個人の人格や尊厳を害する言動を防止し、排除する必要がある。
防止の対象	事業主が雇用する労働者 【防止の対象となるパターン】 (被害者) → (被害者) 目社で雇用する労働者 → 自社で雇用する労働者 せ はなの労働者 せいの労働者、顧客等 → 自社で雇用する労働者	職員及び職員以外の者 【防止の対象となるパターン】 (加害者) → (被害者) 職員 → 職員 職員以外の者(※) → 職員 職員以外の者(※) → 職員 職員	良好な勤務環境を確保の観点だけでなく、信用失墜行為の禁止の観点から、職員以外の者へのセクハラも防止対象とする。
場所	「職場」 労働者が通常就業している場所以外の場所であっても、 労働者が業務を遂行する場所であれば、「職場」に含ま れる。また、「宴会」などであっても、実質上職務の延長 と考えられるものは「職場」に該当する。	「職場」(職員間のみ)	職場外でのブライベートな時間帯における 性的な言動についても、職場の上下関係や 人間関係が実質的に存続する場合、勤務環境を害することにつながることは十分に想 定されることから、防止対策の対象として いる。
不快の判断基準	「労働者の意に反する性的な言動」及び「就業関係を害される」の判断に当たっては、平均的な労働者の感じ方を基準とする	基本的には行為の受け手(※)が不快に感ずるか否かによる(受け手の感じ方が明らかでない場合でも通常人が不快と感じる場合は含まれると考えられる)※ 「受け手」は、直接向けられた職員等だけでなく、その場にいた職員等も含むと解している	そもそも性的な言動は業務に必要がない言動であるため、可罰性は別として、相手が不快に感じるのであれば、それを排除すべきとの観点と考えられる。

開催スケジュール(案)

第1回[平成31年3月]

- ・公務におけるパワハラ防止に関する取組等の現状
- ・民間における検討状況
- ・各回で取り上げる論点と各委員の問題意識・意見交換

第2回[平成31年5月]

- ・各府省及び職員団体からのヒアリング
- ・ヒアリングを踏まえた意見交換

第3回[平成31年6月]

- ・パワハラの定義
- ・パワハラ防止の枠組
- ・研修の在り方
- ・意見交換

第4回〔平成31年7月〕

- ・相談体制
- ・問題発生時の対応方法
- (・委員以外の有識者ヒアリング)
 - ・意見交換

第5回〔平成31年9月〕

- ・これまでの議論の集約(講ずべき枠組を含む中間報告)
- ・意見交換

第6回[平成31年10月]

- ・検討会報告書案の骨子
- ・意見交換

第7回〔平成31年11月~〕

・検討会報告書案(指針案も含む最終報告)

各回における検討事項については、検討会の議論によっては適宜変更する。

報告書の取りまとめは、民間の制度の動向も見定めた上で行う必要があるため、時期は変動することがあり得る。